

別表１－１（創業相談窓口の設置）【既存】
市町村が実施する創業支援等事業（小牧市）

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） 本市において、市商工振興課窓口へ、セミナーや補助金、許認可等の相談に来る創業希望者は、年間１０件程度のため、本事業において、商工会議所及び市内金融機関との更なる連携強化を図ることにより、創業支援者数を２０件、創業者数５件を目指す。 （目標数） 創業支援対象者数２０件 創業者数５件
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 ＜創業相談窓口（ワンストップ窓口）＞ ・小牧市役所商工振興課に創業支援の相談窓口を設け、担当者を１名配置する。創業希望者からの相談内容に応じて、小牧商工会議所、各金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。なお、製造業に関しては、小牧市企業立地・次世代産業推進課と連携し、工場適地の紹介や施策の紹介を行う。 ・小牧市の窓口では、市、県、国の支援施策や創業支援を行っている支援機関等の情報をとりまとめ、紹介できるようにする。 ・小牧市は相談者の相談内容に応じた情報提供等を行うため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、支援機関や実施される支援事業を紹介する等、他の創業支援等事業者との連携のもと、適切な支援を行う。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ １．地域資源の活用の仕方 本市は、創業支援等事業者と連携し、小牧山、名古屋コーチン、航空宇宙産業等の地域産業資源の有効活用を支援するため、情報提供や資源提供者、販路開拓などの紹介を行う。また、地域資源が農林水産物の場合は、市の関係部局とも連携して対応を行う。さらに、必要に応じて尾張中央農業協同組合とも連携する。 ２．ターゲット市場の見つけ方 小牧商工会議所や各金融機関が市場ニーズを把握し、情報提供するとともに、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。また、小牧市では、創業希望者の相談内容に応じた各支援機関が開催するセミナー等の情報を紹介し、参加を促す。 ３．ビジネスモデルの構築の仕方 小牧商工会議所や各金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、東春信用金庫、小牧商工会議所が創業塾を開催し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。なお、小牧市では窓口相談者に対し、これらの案内を行い、連携を図りビジネスモデルの構築を支援する。 ４．売れる商品・サービスの作り方 一般的な相談内容については、小牧商工会議所や各金融機関が、創業者の考える商品・サービスに対し、強みや弱みを分析しアドバイスを行う。高度な相談内容については、あいち産業振興機構のコーディネーターやミラサポの専門家派遣制度などの積極的な活用

よって解決を図る。また、小牧市では、創業希望者の相談内容に応じた各支援機関が開催するセミナー等の情報を紹介し、参加を促す。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

一般的な相談内容については、小牧商工会議所や各金融機関が、創業者の考える販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行う。高度な相談内容については、あいち産業振興機構のコーディネーターやミラサポの専門家派遣制度などの積極的な活用によって解決を図る。また、小牧市では、創業希望者の相談内容に応じた各支援機関が開催するセミナー等の情報を紹介し、参加を促す。

6. 資金調達の方法

各金融機関、日本政策金融公庫が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、小牧市は、創業支援利子補給補助金、起業・会社設立支援補助金、小規模企業等振興資金、信用保証料助成金の案内を行う。また、書類作成や、補助金申請書の作成支援を行う。

7. 事業計画書の作り方

小牧商工会議所、各金融機関が事業計画の策定についてアドバイスし、ブラッシュアップも行う。また、補助金等の申請については、小牧商工会議所、各金融機関等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

8. 許認可、手続き

小牧市が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、小牧商工会議所などを通じて、税理士、行政書士などの専門家を紹介し、税務・労務管理・起業手続きのアドバイスを行って行く。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

小牧商工会議所と各金融機関が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

市担当者は、連携する支援機関の支援体制や支援内容について積極的に情報交換を行うとともに、市HPやSNS等を活用して創業者への情報発信を行う。

<特定創業支援等事業について>

創業塾（別表2-2）において、1ヶ月以上に亘り、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全体の8割以上出席したことにより、『特定創業支援等事業』の資格を満たしたものについては、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を東春信用金庫が作成し、個人情報の取扱の了承を得て、事業終了後、小牧市商工振興課へ提出する。名簿で確認できる者を『特定創業支援等事業』を受けたものとして、小牧市が証明書を発行する。

ただし、創業塾において、経営、財務、人材育成、販路開拓のいずれかの講義を受けられなかった場合は、小牧商工会議所が行う継続した個別相談（別表2-1）で不足分の指導を受けたことが「経営カルテ」で確認できる場合には『特定創業支援等事業』を受けたものとして小牧市が証明書を発行することとする。

また、小牧商工会議所において継続した個別相談（別表2-1）を1ヶ月以上に亘り4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓について、支援を受けたことが「経営カルテ」

で確認できる者を『特定創業支援等事業』を受けたものとして、小牧市が証明書を発行する。

＜各事業の共通事項について＞

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を小牧市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認を行う。
- ・創業後についても商工会議所等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・小牧市商工振興課に担当者1名を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ窓口を設置する。市HPやSNSを活用した周知PRを行い、幅広く創業支援対象者に情報が届くよう効果的な広報活動に取り組む。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、小牧市が一元管理を行い、名簿者や集計表の作成を行い、創業支援機関と共有を図る。

計画期間

平成28年10月1日～令和8年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和8年3月31日

別表 1－2（創業支援セミナー）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） 本市では、平成24年度から小牧市及び小牧商工会議所が主催で創業セミナーを行っている。 これまでの実績は、平成24年度38名、平成25年度19名、平成26年度13名、平成27年度16名、平成28年度14名、平成29年度21名、平成30年度18名、令和元年度22名、令和2年度15名、令和3年度16名、令和4年度22名、令和5年度22名であった。直近3年間（令和3年度～令和5年度）の平均参加者数が20名であることを踏まえ、創業セミナー参加者は23名、うち1割となる創業者数2名を目標とする。 （目標数） 創業支援対象者数23件 創業者数2件
創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容 ＜創業セミナー＞【既存】 創業を検討中の方、準備を進めている方、創業されて間もない方などを対象に、創業の基礎知識とビジネスプランの立て方、計画的な資金調達などをわかりやすく説明する「創業支援セミナー」を年1回開催する。 【セミナー内容】 創業の基礎知識、ビジネスプランの立て方、創業者体験談、資金調達方法、創業支援制度の紹介等を座学形式で行う。また、とうしゅん創業塾のカリキュラムや取組内容を説明することによりとうしゅん創業塾をPRし、受講へとつなげる。 （2）創業支援等事業の実施方法 小牧商工会議所、愛知県信用保証協会、日本政策金融公庫等と連携して、カリキュラムの策定や講師を選定し、セミナーを開催する。参加者の募集にあたっては、市は、広報、HPの他、公共施設、金融機関窓口等にチラシを設置しPRに努める。 セミナー終了後は、とうしゅん創業塾への参加、継続した窓口相談等により創業支援を行う。
計画期間
平成28年10月1日～令和8年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和8年3月31日

別表 1－3（創業支援利子補給補助金）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標			
（目標の根拠） ・令和2年度から令和5年度までの支援実績は、下記のとおりである。年間12件の新規創業者を輩出し、同数に対して補助を行うことを目標とする。（既存案件について、引き続き年間40件を目標とする。）			
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	35件	38件	36件
新規創業者	7件	9件	10件
（目標数） 創業支援利子補給対象者：40件（うち新規創業者 12件）			
創業支援等事業の内容及び実施方法			
（1）創業支援等事業の内容 ＜創業支援利子補給補助金＞【既存】 日本政策金融公庫及び市内金融機関（一部市外の支店も含む）から創業のために必要な資金の融資を受けた方に対し、利子の一部を補助する。 ○補助対象者 個人事業主及び会社法に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のうち次のいずれにも該当する方 1. 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方 2. 事業の開始前及び事業の開始から1年以内に公庫等から創業のために必要な資金の融資を受け、融資に係る利子を支払った方 3. 市税の滞納のない方 4. 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方 ○補助対象経費 創業資金に係る融資に基づき支払う利子のうち、第1回から第36回の支払までのもの ○補助金額 対象期間における支払済利子（延滞に係る利子を除く）とし、年額10万円を限度とする。 （2）創業支援等事業の実施方法 補助対象者には、第1回から第36回の補助対象となる支払利息のうち、毎年12月末日までに支払った利子について、当該年度の1月末日までに申請を行っていただく。 小牧市は、申請時期に併せて、市HP、広報により対象者へ周知を図るとともに、日本政策金融公庫の利用者への1年目の案内については、公庫から直接郵送により行う。また、2年目以降は小牧市から案内を行い、第1回から第36回までの利子の一部を補助する。 各金融機関においては、対象者からの申請に基づき、利子の支払い証明書を発行する。 各創業支援機関においては、創業者からの相談時に補助金の案内を行うなど周知を図ることとする。			
計画期間			
平成28年10月1日～令和8年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和8年3月31日			

別表 1－4（起業・会社設立支援補助金）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標			
（目標の根拠） ・令和2年度から令和5年度までの支援実績は、下記のとおりである。制度開始から9年であり、年間40件の創業者を輩出し、同数に対して補助を行うことを目標とする。			
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
創業支援者数	38件	31件	35件
創 業 者 数	38件	31件	35件
（目標数） 創業支援者数：40件／年 創業者数：40件／年			
創業支援等事業の内容及び実施方法			
（1）創業支援等事業の内容 ＜起業・会社設立支援補助金＞【既存】 市内で新たに会社を設立する方に対し、会社設立までに要する費用の一部を補助する。 ○補助対象者 新たに会社（会社法に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）を設立する方で次のいずれにも該当する方 1. 市内に本店所在地を置く方 2. 市内に事業所を有する方又はその予定がある方 3. 業種が次に掲げる以外の方 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律で風俗営業と規定される業種及びその他これに相当すると市長が認めた業種 - イ 消費者金融業 - ウ 非営利業 4. 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方 5. 会社の代表者に市税の滞納がない方 ○補助対象経費 1. 定款の認証に必要な費用 2. 登記申請に係る費用 3. 1、2の会社設立に要する手続きを司法書士等に依頼した場合の報酬等の額 ○補助金額 補助対象経費の2分の1とし、20万円を限度とする。 （2）創業支援等事業の実施方法 小牧市は、市HPにおいて補助金の周知を行うとともに、窓口相談、セミナー等の開催の折に補助金の説明を行う。			
計画期間			
平成28年10月1日～令和8年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和8年3月31日			

別表 2-1 (創業サポート窓口) 【拡充】

(継続した窓口相談) 【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	
①小牧商工会議所	
②株式会社三菱UFJ銀行	0005
③株式会社大垣共立銀行	0152
④株式会社十六銀行	0153
⑤株式会社あいち銀行	0542
⑥株式会社名古屋銀行	0543
⑦岐阜信用金庫	1530
⑧東濃信用金庫	1533
⑨いちい信用金庫	1553
⑩瀬戸信用金庫	1554
⑪中日信用金庫	1565
⑫東春信用金庫	1566
⑬株式会社日本政策金融公庫	
(2) 住所	
①愛知県小牧市小牧5丁目253番地	
②東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	
③岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	
④岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	
⑤愛知県名古屋市中区栄3丁目14番12号	
⑥愛知県名古屋市中区錦3丁目19番17号	
⑦岐阜県岐阜市神田町6丁目11番地	
⑧岐阜県多治見市本町2丁目5番地1	
⑨愛知県一宮市若竹3丁目2番2号	
⑩愛知県瀬戸市東横山町119番地の1	
⑪愛知県名古屋市中区清水2丁目9番5号	
⑫愛知県小牧市中央1丁目231番地1	
⑬東京都千代田区大手町1丁目9番地4 大手町フィナンシャルシティノースタワー	
(3) 代表者の氏名	
①会頭 梶本 一典	
②代表取締役 半沢 淳一	
③取締役頭取 林 敬治	
④取締役頭取 石黒 明秀	
⑤取締役頭取 伊藤 行記	
⑥取締役頭取 藤原 一朗	
⑦理事長 好岡 政宏	
⑧理事長 加知 康之	
⑨理事長 川口 敏男	
⑩理事長 稲垣 孝幸	
⑪理事長 富田 勝	

- ⑫理事長 神 孝
⑬代表取締役総裁 田中 一穂

(4) 連絡先

- ①中小企業相談所 所長 中嶋 洋喜 所次長 三輪 洋一郎
TEL:0568-72-1111 FAX:0568-76-2581
- ②小牧支店 取引先第二課 次長 佐藤 昭甫
TEL:0568-76-1500 FAX:0568-76-1627
- ③法人営業部調査役 土井田 哲也 TEL:0584-74-2308 FAX:0584-82-2083
- ④小牧支店 支店長 坂本 賢司 TEL:0568-72-5116 FAX:0568-76-7796
- ⑤
小牧支店 窓口営業副長 野坂 哲哉 TEL:0568-77-3131 FAX:0568-75-1196
小牧西支店 次長 木全 雅之 TEL:0568-72-5571 FAX:0568-76-7090
小牧中央支店 次長 川口 友宏 TEL:0568-73-8385 FAX:0568-73-6340
- ⑥小牧支店 支店長 田中 篤 TEL:0568-73-6711 FAX:0568-76-3355
小牧駅前支店 支店長 大橋 克治 TEL:0568-71-5333 FAX:0568-71-4595
法人営業部 法人コンサルティンググループ
TEL:052-962-6994 FAX:052-962-7798
- ⑦楽田支店 支店長 石川 伸幸 TEL:0568-67-6611 FAX:0568-67-7573
春日井支店 支店長 酒向 隆志 TEL:0568-81-0681 FAX:0568-81-0698
小牧支店 支店長 伊藤 孝典 TEL:0568-74-6111 FAX:0568-74-6112
- ⑧小牧支店 係長 小島 健一 TEL:0568-72-1025 FAX:0568-75-7617
- ⑨営業推進部 副部長 天野 国広 課長 増田 善保
TEL:0586-75-6219 FAX:0586-76-5681
- ⑩地域貢献室 室長 副調査役 中島 康介
TEL:0561-86-0150
- ⑪地域サポート部 副調査役 長尾 匡記 TEL:052-913-8877 FAX:052-913-3565
- ⑫地元支援部 次長 坪井 良二
TEL:0568-72-2181 FAX:0568-72-2590
- ⑬名古屋中支店（国民生活事業）融資第四課長 山下 祐慶
TEL 052-221-7248 FAX:052-232-1268

創業支援等事業の目標

(目標の根拠)

- ① 令和5年度の小牧商工会議所における創業支援者数は創業計画策定支援や融資相談など延べ78件、創業者数は14件であった。昨年度の実績や経営発達支援事業における計画目標を踏まえ、令和6年度の創業支援者数は78件、創業者数14件を目標とする。
- ※ 創業支援としてのワンストップ窓口を当会議所に設置していることを更に周知するため、当所ホームページの相談サービスページのリニューアルや広報PRの取り組み方法を改善して創業支援者数・創業者数の増を図る。
- ② 創業の相談実績は些少であるが、創業支援者数1件、創業者数1件を目標とする。
- ③ 中期経営計画において「地域と社員を幸せにするOKBグループ ～お客さまからの「ありがとう」の追求～」を目指す姿として掲げている。当地域における創業件数の引き上げは、民間活力を高める観点からも地域の最重要課題の一つと捉え、積極的に支援を続けている。
- 令和5年度においては創業支援者数7件、創業者数4件であったものの、目標値は据

え置き、創業支援者数 5 件、創業者数 5 件を目標とする。

- ④ 令和5年度における市内での創業支援者数は融資相談など1件、創業者数は0件であった。これまでの実績を踏まえ、創業支援者数は 5 件、創業者数 3 件を目標とする。
- ⑤ これまでの実績を踏まえ、市内 3 店舗における創業支援者数を年間12件、創業者数については年間 3 件を目標とする。
- ⑥ 小牧市には小牧支店と小牧駅前支店の 2 店舗があり、令和 5 年度における市内での創業支援者数は融資相談など10件、創業者数は3件であった。これまでの実績を踏まえ創業支援者数は10件、創業者数10件を目標とする。
- ⑦ 令和5年度の小牧市内での創業支援者数は1件、創業者数1件であった。
昨年度実績を踏まえて、創業支援者数 1 件、創業者数 1 件を目標とする。
- ⑧ 令和5年度においての小牧市内での融資相談等の創業支援者数は0件、うち資金調達の支援を行った先は0件。
上記の実績を踏まえ、年間目標数を創業支援者数 4 件、創業者数 2 件を目標とする。
- ⑨ 令和元年度～令和 5 年度における小牧市内（当金庫小牧支店、小牧北支店）における事業計画策定や創業・融資相談等に伴う創業支援者数は、5 年通算で 1 1 件であった。これまでの実績を踏まえ、創業支援者数は 2 件、創業者数 1 件を年間目標とする。
- ⑩ 創業者を継続的に確保するため、小牧市や小牧商工会議所等と連携した広報を実施し、創業支援者数 5 件、創業者数 2 件を目標とする。
- ⑪ 窓口において、創業に係る情報を提供するとともに、「創業計画書」の作成アドバイスから事業資金までのサポートに加え、計画の進捗状況のフォローアップなど、小牧市においてチャレンジする方（創業者の創出）を支援する。
- (1) 目標
計画期間において、創業に関する創業支援者数年 3 件以上、創業者数年 1 件以上を目標とする。
- (2) 目標の根拠
令和5年度の小牧市内における当金庫の創業支援は、創業に関する創業支援者数24件、創業者数3件の実績であり一層の支援強化を図る。
- ⑫ 創業支援者数について、小牧市内 6 店舗× 2 件＝ 1 2 件を年間目標とする。
創業者数について、創業支援者数のうち 2 割を目安とし、2 件を目標とする。
- ⑬ 小牧商工会議所にて、毎週水曜日（10：00～12：00）に金融個別相談会を実施する。
小牧商工会議所の会報誌等で周知相談を図ることで創業支援者数は 5 件、創業者数 2 件を目標とする。

(合計)

・創業支援対象者数：143件／年

①78件＋②1件＋③5件＋④5件＋⑤12件＋⑥10件＋⑦1件＋⑧4件＋⑨2件＋⑩5件＋⑪3件
＋⑫12件＋⑬5件

・創業者数47件／年

①14件+②1件+③5件+④3件+⑤3件+⑥10件+⑦1件+⑧2件+⑨1件+⑩2件+⑪1件+⑫2件+⑬2件

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<創業サポート窓口> 【拡充】

(共通)

- 創業支援相談窓口の設置（金融機関に関しては、市内各支店に窓口設置）
- 相談者の情報については、個人情報保護法を遵守する。
- 小牧市の制度である創業支援利子補給補助金や起業・会社設立支援補助金や国の助成制度（小規模事業者持続化補助金など）を積極的に創業者に紹介し、活用を図る。
- 相談内容に応じて、本部の支援を受けるほか、小牧商工会議所に連絡し、助言等の支援を実施する。
- 創業塾、創業セミナーの受講等を積極的に勧める。
- 創業成功者の事例等をHPや広報誌への掲載等により発信し、創業にチャレンジする機運を高め、創業相談者を増やす。
- 公序良俗を害する恐れがある創業支援対象者への支援は行わない。

(個別の事項)

- ① 小牧商工会議所は、創業者・創業予定者へのワンストップ窓口を設置して、創業計画策定や融資相談などの個別支援を実施する。また、下記創業者・創業予定者の区分にある「A. 潜在的起業希望者」「B. 初期起業準備者」を掘り起すことを目的に、小牧市、愛知県信用保証協会、㈸日本政策金融公庫等と連携して「創業支援セミナー」を開催するほか、このセミナー受講者の内、興味を持った者、意欲ある者には、金融機関と連携して開催する「創業塾」の受講を勧めることにより、創業への段階に後押しする。
- なお、当所の創業支援は、創業計画策定、需要動向調査情報の提供、販路開拓（①広報支援、②商談会・ビジネス交流会）など策定後も個別支援に取り組む。
- また、必要に応じて専門家や支援機関の協力を得て支援を行う。

創業者・創業予定者の区分

- | | | |
|-------------|---|---|
| A. 潜在的起業希望者 | — | 起業を将来の選択肢の一つとして認識しているが、現時点では、何ら準備をしていない者 |
| B. 初期起業準備者 | — | 起業したいとは考えており、他者への相談や情報収集を行ってはいるものの事業計画の策定等、具体的な準備を行っていない者 |
| C. 起業準備者 | — | 起業に向けて具体的な準備をしている者 |

当所中小企業相談所に創業に関する相談窓口を設置して、「潜在的起業希望者」「初期起業準備者」「起業準備者」からの相談に応じて下記に関する支援に取り組む。また、必要に応じて専門家や支援機関の協力を得て創業支援や創業後の支援に取り組む。なお、当所経営指導員等は、経営カルテ等に支援実績を記録する。

1. 創業計画書の策定支援
2. 資金調達に関する支援
3. 開業に際しての需要動向調査情報の提供
4. 販路開拓（広報支援、商談会・ビジネス交流会）に関する支援

5. 補助金・助成金等の公的支援策の情報提供や申請書作成の助言

- ② 創業のステージに合わせて下記2つの方法で支援していく。
1. まさにこれから事業を起こす段階の事業者や創業間もない事業者に対しては、関連会社で実施している電話相談窓口への案内や、保証協会を活用した融資制度、創業支援計画の策定等についてアドバイスを実施する。
 2. 既存取引先が行う新事業（第2創業）に関しては、融資制度、事業計画の策定についてアドバイスを実施する。
- ③
1. 平成28年5月本部内に創設の「OKB創業・ベンチャーサポートデスク」で各種相談に応じる。
 2. 医療や介護の開業は、すでに本部内に設置済の「医業経営サポートデスク」「介護福祉経営サポートデスク」にて個別に対応する。
 3. 営業店窓口で、資金計画・融資を中心とした創業に関する相談業務を実施する。
 4. 創業者の販路拡大を支援すべく、売上を増やすための各種施策を実施していく。
- ④ 創業支援相談窓口を設置し、創業希望者のニーズに応じて、ビジネスプラン作成支援、財務、融資・資金計画等の創業に関する各種相談、アドバイスを実施する。
- ⑤ 融資担当窓口を創業支援相談窓口とし、創業希望者のニーズに応じて、ビジネスプラン作成支援、財務、融資、資金計画等の創業に関する各種相談、アドバイスを実施する。
- ⑥ 創業に関連したサポートメニューを分かりやすくするために、「名古屋銀行もっと、じもと。創業応援団」として各創業サポートメニュー（資金調達・各種相談）をパッケージ化している。
- パッケージの内容は①（公財）名古屋産業振興公社、（公財）あいち産業振興機構の創業準備サポートを活用した事業計画・資金計画作成②資金調達として愛知県信用保証協会や名古屋市信用保証協会、㈱日本政策金融公庫等と連携した融資案内③創業前後の煩雑な手続きをフォローしたコンサルティング会社と連携したスタートアップサポートという構成になっている。その後、平成27年8月に、スタートアップローンとして『めいぎん企業力強化応援団』をサポートメニューとして追加し、同年9月には専用ポスターとチラシを作成し、当行以外においても愛知県内の商工会議所、商工会経由でPRに努めている。
- ⑦ 専門知識を有する職員及びコンサルタント等の活用により事業計画の作成、資金相談、ビジネスマッチングによる販路拡大、公的補助金取得に関するセミナー等、経営全般の相談、支援を行う。
- ⑧ 融資担当者及び営業担当者が創業希望者の窓口となり、ビジネスプラン、マーケティング戦略、資金計画等の各種相談に対応する。
- 日曜営業を活用しての相談受付。
- ⑨ 創業相談窓口担当者が、相談希望者のニーズに応じて、ビジネスプラン作成支援、財務、融資・資金計画等の創業に関する各種相談、アドバイスを実施する。
- ⑩ 小牧支店融資窓口を創業支援窓口とし、創業希望者及び創業者への事業計画作成支援、融資・資金計画をはじめとした創業に関する各種相談に対応する。

- ⑪ 当金庫の藤島支店に「小牧市創業支援窓口」を設置し、創業や起業を目指す方のビジネスプランや事業価値（技術力・販売力・資質等）を踏まえ、適切な支援（創業計画の協働作成、財務面のアドバイス、創業関連資金、創業に関する各種相談・アドバイス等）を実施する。
- ⑫ 市内各店舗において、創業希望者および創業後間もない方の相談に随時対応する。相談内容は、創業計画の立案から補助金等の活用まで、幅広く総合的に対応する。相談内容に応じて、本部や外部機関と連携を取りながら、計画の実現を目指す。相談対応後は、各営業店職員がフォローを行う。

- ⑬ 小牧商工会議所にて金融個別相談会を開催し、創業予定者・創業者からの相談に公庫職員が対応。
相談会では、創業計画書の書き方や新規開業実態調査（当公庫総合研究所のアンケート調査）等を活用した情報提供、公庫制度・各種支援制度の案内を行い、金融面を中心にサポート。

＜継続した個別相談＞【拡充・特定創業支援等事業】

小牧商工会議所において、経営指導員等の専門家により、経営、財務、人材育成、販路開拓について個別相談を行う。

＜特定創業支援等事業について＞

小牧商工会議所において、継続した個別相談を4回以上、1ヶ月以上継続し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを全て習得したことが、「経営カルテ」で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、小牧市が証明書を発行する。

なお、創業塾（別表2-2）において、経営、財務、人材育成、販路開拓のいずれかの講義を受けられなかった場合で、経営指導員や専門家により不足した講義相当の内容を習得した旨が「経営カルテ」で確認できる場合は、「特定創業支援等事業」を受けた者として、小牧市が証明書を発行することとする。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ① 小牧市と小牧商工会議所では、相談窓口の周知を図るため、夫々のホームページ、小牧市の広報等により創業支援に関する情報発信を行い、ワンストップでの相談窓口支援に取り組む。
また、高度な相談内容については、愛知県よろず支援拠点、小牧市・伴走型支援事業の専門家派遣制度を活用して当所経営指導員と専門家の連携により解決を図る。
特定創業支援等事業を受けた者については、「経営カルテ」で支援内容を保管して、その者から証明書の交付希望を市が受けた場合、その報告書を市へ提出する。
なお、創業に関する相談窓口において、小牧市や金融機関で実施する創業セミナーや創業塾等への参加を提案するとともに、受講後の創業支援にきめ細やかに伴走型で取り組む。
- ② 小牧支社にて相談があった場合には、取引有無を踏まえて①電話相談窓口をご案内し創業に関する制度融資等の情報提供や事業計画策定等に関するアドバイスを実施。
ご相談内容によっては小牧支社にて直接相談に応じ融資担当者より事業計画策定に関する適切なアドバイスを行う。
- ③ 1. 「OKB創業・ベンチャーサポートデスク」ではフリーダイヤルを設け、デスク担当者が直接相談に応じるほか、創業者が相談しやすいよう平日のみならず、日本政策金融公庫の土曜相談（※）を利用し、課題解決を図る。また、あいち産業振興機構や商工会議所等の外部機関とも連携し、ビジネスプランの作成支援等を

行う。

※日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結したため実施できる施策

2. 「医業経営サポートデスク」「介護福祉経営サポートデスク」では、専門スタッフが外部機関とも連携しながら開業サポートを実施。出張相談サービス、市場調査や収支シミュレーションの作成により支援を行う。
3. 営業店に相談があった場合、融資係が資金計画・融資等の個別相談に対応する。営業店で解決できない場合は、上記の各サポートデスクを活用し対応する。
4. OKB大垣共立銀行が主催する商談会等への招待を実施する。

④ 小牧支店に相談があった場合、事業計画の立案、資金計画、融資について、創業サポートデスクと連携し、個別相談に対応する。相談内容に応じて、小牧市、小牧商工会議所等の支援機関と連携し適切なアドバイスを行う。

⑤ 小牧支店、小牧西支店、小牧中央支店において相談があった場合、当行の融資担当者が事業計画の立案、資金計画等について個別相談に対応する。相談内容に応じて、関係部署、関連支援機関と連携を図り、適切なアドバイスを実施する。

⑥ 各店において、創業支援相談窓口を明確にし、看板等の設置を行っている。創業希望者のニーズに応じて、ビジネスプラン作成支援、財務、融資・資金計画等の創業に関する各種相談、アドバイスをを行っている。

店舗のATMコーナーにポスター掲示と融資カウンターにチラシを設置

⑦ 創業希望者の支援ニーズに基づいて専門家相談ができるよう、小牧市や小牧商工会議所と連携し、創業しやすい環境を提供する。

市のホームページ上に創業支援機関一覧を掲載するとともに、連携会議等において情報共有を図る。

対応が難しいケースに関しては、（公財）あいち産業振興機構等の専門家を派遣するなど、問題解決を図ると共に創業後についてもフォローアップを行う。

⑧ 融資担当者及び営業担当者が事業計画、資金計画について、アドバイスをを行い、資金調達の支援を行う。

当金庫、関係部署が年2回実施している創業塾への参加の呼びかけ、創業にあたっての基礎知識の習得を促す。

当金庫、創業支援制度を利用し、事業計画の作成、収支予測、市場調査、資金調達等の支援を行う。

⑨ 当金庫小牧支店、小牧北支店において相談があった場合、当金庫の創業相談窓口担当者が事業計画の立案、資金計画等について個別相談に対応する。相談内容に応じて、関係部署、関連支援機関等と連携し適切なアドバイスを行う。

⑩ 小牧支店において創業相談があった場合、小牧支店職員が事業計画作成支援や融資・資金計画の相談等に対応する。相談者ニーズ、相談内容に応じ、当金庫中小企業診断士や外部支援機関等と連携し適切な支援を行う。

関係機関との創業支援等事業に関する情報交換や創業案件の共有化を図る。

⑪ 創業・起業についての相談等に対して、相談者のニーズに応じ、藤島支店の職員に加え、本部専門部署（融資開拓プロジェクトチーム・経営支援担当チーム）の出張相談により、適切な相談、アドバイス等の支援を行うとともに、必要に応じて関連支援機関とも連携のうえ支援する。

金融支援については、当金庫が取扱いする『愛知県信用保証協会 金融機関提案型融資メニュー「ちゅうしん創業サポート資金」』等を活用する。

また、日本政策金融公庫と、平成21年に業務連携・協力に関する覚書を締結、平成26年には創業分野を中心とした連携スキームの強化（この取組みは創業期の顧客に対して情報提供や資金面での支援に加え「販路開拓」「海外展開」「IT活用」等のさまざまな課題解決のために双方が連携し、顧客の事業発展に向けた支援を行うもの）も図っている。

- ⑫ 相談対応する窓口を明確にするため、小牧市内店舗に「創業サポート窓口」を設置する。（「創業サポート窓口」は融資窓口とし、ポスター等で明示する）

味岡支店および桃花台支店では「日曜相談会」を開催しているため、平日以外も相談対応が可能な体制となっている。

また、専門職員による「とうしゅん中小企業パートナーセンター」を本店2階に設置しており、創業計画策定等の総合的な個別相談に応じている。

小牧市や小牧商工会議所等と、創業支援等事業に関する情報交換や創業案件の共有を図る。小牧市が実施する「創業支援利子補給補助金」や「起業・会社設立支援補助金」等や、国の助成制度を紹介し、活用を図る。

情報共有にあたっては、相談者ごとに「創業支援カルテ」を作成し、相談対応状況を把握する。他の機関につなぐ際は、「創業支援カルテ」を当該機関と共有し、スムーズな引継ぎを行う。

- ⑬ 小牧商工会議所にて毎週水曜日（10：00～12：00）に金融個別相談会を実施する。

相談者に対し、情報共有にかかる顧客同意を取得したうえ、小牧商工会議所の経営指導員と連携し、金融支援のみならず記帳指導や決算申告指導など、実務的なサポートを実施する。

当公庫の名古屋創業支援センターと連携し、相談会実施を周知する。創業予定者の相談後も定期的に情報提供するなど、創業に向けた準備の継続サポートを実施する。

なお、創業支援等事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の状況等も踏まえ、適切な対策を講じるとともに、必要に応じてオンラインでの実施も検討するなど、コロナ禍においても創業を支援できる体制を維持・構築する。

計画期間

平成28年10月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和7年1月1日から令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第15回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-2（創業塾）【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 東春信用金庫 小牧商工会議所 (2) 住所 愛知県小牧市中央 1 丁目 231 番地 1 愛知県小牧市小牧 5 丁目 253 番地 (3) 代表者の氏名 理事長 神 孝 会頭 梶本一典 (4) 連絡先 地元支援部 次長 坪井 良二 TEL:0568-72-2181 FAX:0568-75-3049 中小企業相談所 所長 中嶋 洋喜 所次長 三輪 洋一郎 TEL:0568-72-1111 FAX:0568-76-2581
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) 平成23年度より取り組んでおり、これまでで累計13回開催。延べ459名を支援し、累計168名が創業している。平均1期あたり支援者数35名、創業者数12名である。 以上より、今後、1年間に30名の創業塾受講者を支援し、うち10名の創業を目標とする。 (目標数) 創業支援対象者数30件 創業者数10件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容【特定創業支援等事業に該当】 ・小牧市での創業を予定している方を対象として「とうしゅん創業塾」を年間1回（全5コマ程度、1コマ3時間程度）開催する。 ・中小企業診断士や税理士等の専門家を講師とし、座学形式のセミナーや受講者同士のグループワークを通して、創業に関する全般的な知識の修得を目的とする。 ・受講者の創業意欲向上を狙い、過去のとうしゅん創業塾参加者で創業を実現された方を招き、創業体験発表を行う。 ・「とうしゅん創業塾」では過去「創業計画の立て方」「マーケティングの基礎知識」「プロモーションの方法」「税務・労務」「資金計画」といったテーマを扱ってきた。 ・今後の「とうしゅん創業塾」については、＜経営＞ ＜財務＞ ＜人材育成＞ ＜販路開拓＞をテーマにして、講義等を実施していく。詳細については、都度、講師と打ち合わせを行い決定していく。 「とうしゅん創業塾」（案） ・創業計画の立て方について ・経営に必要な税務・労務知識について＜経営＞（☆） ・マーケティングの基礎知識＜販路開拓＞（☆） ・従業員雇用のポイントについて＜人材育成＞（☆）

- ・創業に必要な資金計画の作り方について＜財務＞（☆）

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・小牧市、小牧商工会議所と連携して、カリキュラムの策定を行う。
- ・参加者の募集にあたって、小牧市は、市の各公共施設へパンフレットやポスターを設置、広報誌に開催記事を掲載しPRする。小牧商工会議所は、会議所窓口にパンフレットやポスターを設置、会議所広報誌に開催記事を掲載、会議所ホームページ等でPRを行う。東春信用金庫は、営業店窓口にパンフレットやポスターを設置、渉外係によるパンフレットの配布、ホームページ等によるPRを行う。

＜特定創業支援等事業について＞

- ・創業塾において、１ヶ月以上に亘り、４回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全体の８割以上出席したことにより、『特定創業支援等事業』の資格を満たしたものについては、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を東春信用金庫が作成し、個人情報の取扱の了承を得て、事業終了後、小牧市商工振興課へ提出する。名簿で確認できる者を『特定創業支援等事業』を受けたものとして、小牧市が証明書を発行する。
なお、個別相談や創業セミナー等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の状況等も踏まえ、適切な対策を講じるとともに、必要に応じてオンラインでの実施も検討する。
- ・ただし、創業塾において、経営、財務、人材育成、販路開拓のいずれかの講義を受けられなかった場合は、小牧商工会議所が行う継続した個別相談（別表２－１）で不足分の指導を受けたことが「経営カルテ」で確認できる場合には『特定創業支援等事業』を受けたものとして小牧市が証明書を発行することとする。
- ・特定創業支援等事業の修了資格を満たした者について、氏名・住所・連絡先・受講内容・受講日等を記載した名簿を東春信用金庫が作成し、個人情報の取扱の了解を得て、事業終了後直ちに小牧市商工振興課に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成28年10月1日～令和8年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第１４回認定日以降の申請が対象となる。